

労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届の時期に入ります。調査を見越した確認と準備を！  
【お知らせ】4月19日(金)の午後は職員研修のため臨時休業します。ご協力をお願い致します。



「4月から本運用開始！建設業と技能者を支える新制度=官民が連携して推進する建設キャリアアップシステムとのPRが建設業振興基金のサイトに掲載されています。

人口減少と若い技能者不足を背景に建設業が他の産業より魅力的な職業である事を見える化する制度だと言います。ポイントは…①事業者・技能者の双方にメリット②ICカードで技能者の就業履歴を蓄積③官民連携で安全！④利用料金は技能者のカードが有効期間10

成功するか技能者登録 **運用開始** 建設キャリアアップシステム

年分で2,500～3,500円、事業者は5年毎の登録料が資本金により3千円～120万円、管理者IDが年2,400円、他に現場利用料が就業履歴1回につき3円…等となっています。システムの利用は任意だが、国は公共工事

での評価を検討する模様で、自治体も右倣え？「優秀な技能者の引き抜きに繋がらないか？」との問いに「技能者本人と所属事業者の同意が情報閲覧に必要」との回答。システムへの登録を1年後には100万人、5年後には300万全技能者にする事を目指すそうです。



「多くの資産家・企業オーナーが“資産管理会社”を活用しています。議決権のない“種類株式”を活用すれば1%の議決権のある株式保有で、財産を次世代に移しても資産をコントロールできる…個人の所得税と住民税の合算税率は、課税所得が330万円を超えると30%、695万円↑で33%、900万円↑で43%…と最高は55%になるが、法人の実効税率は約30%で低い…」と事業・資産承継において、“資産管理会社”を設立し活用する事を勧める某大手銀行のセミナーがありました。

12年前に施行された会社法の108条は「内容の異なる9つの種類の株式を株式会社は発行できる」と定めています。この中に「株主総会で議決権を行使する事ができる事項」という項目があり議決権が全くない株式も発行可能になっているのです。身内だけ

種類株式を活用し **税金逃れ** 資産管理会社の設立で

の資産管理目的の会社であれば、99%が無議決権株主であってもいい訳で、そこを上手く利用した合法的税逃れに“格差社会”拡大の仕組みが見えます。



住宅瑕疵担保履行法による最近6カ月間に引き渡した新築住宅の届出は4/22(月)までです。子ども・子育て拠出金(全額事業主負担)率が5年連続UP!5月末納付分より0.34%へ。毎月の給与計算時に、①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。